# 本号で公布された法令のあらまし

◇**東日本大震災に対処して金融機能等の経営基盤の充実を図るための金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律**（法律第八〇号）（金融庁）

一　金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部改正関係

1　震災特例金融機関等に対する資本の増強に係る特例等

㈠　震災特例金融機関等に対する資本の増強に係る特例（附則第八条関係）

信用を供与している者の財務の状況が東日本大震災により相当程度悪化したことその他の東日本大震災の影響により自己資本の充実を図ることが主として業務を行っている地域における円滑な信用供与を実施するために必要となった金融機関等（以下「震災特例金融機関等」という。）が国の資本参加の申込みをする場合には、以下の特例を設けることとした。

(1)　経営強化計画の記載事項の特例

次に掲げる事項については、経営強化計画への記載を不要とすることとした。

イ　収益性及び業務の効率の向上の程度その他の経営強化計画の終期において達成されるべき経営の改善の目標

ロ　従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項

(2)　国の資本参加の要件の特例

次に掲げる事項については、資本参加の要件から除外することとした。

(イ)　経営強化計画の実施により収益及び業務の効率の向上等が見込まれること

(ロ)　経営強化計画を提出した金融機関等が基準適合金融機関等でないとき又は当該金融機関等が協同組織金融機関であるときは、当該金融機関等の存続が地域の経済にとって不可欠な金融機関等であること　等

㈡　金融組織再編成を行う金融機関等に対する資本の増強に係る特例

(1)　当事者に震災特例金融機関等が含まれる金融組織再編成を行う金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が国の資本参加の申込みをする場合には、㈠の(1)から(3)までと同等の特例を設けることとした。（附則第九条関係）

(2)　国の資本参加の上限額の特例

銀行持株会社等が金融組織再編成の当事者となる場合においては、銀行持株会社等に係る資本参加の額は自己資本比率を回復させるまでの範囲内とされているところ、当事者に震災特例金融機関等が含まれるか否かにかかわらず、必要な額の資本参加を受けることができることとした。（第一六条関係）

㈢　協同組織中央金融機関による震災特例協同組織金融機関に対する資本増強に係る特例（附則第一〇条関係）

(1)　協同組織中央金融機関が経営強化計画の提出を求める協同組織金融機関が震災特例協同組織金融機関（信用を供与している者の財務の状況が東日本大震災により相当程度悪化したことその他の東日本大震災の影響により自己資本の充実を図ることが主として業務を行っている地域における円滑な信用供与を実施するために必要となった協同組織金融機関をいう。）である場合には、㈠の(1)及び(2)と同等の特例を設けることとした。

ロ　「適切に資産の査定がされていること」との要件を「資産の査定が、利用することができる直近の情報に基づき適切にされていること」とすることとした。

(3)　国の資本参加の選択肢の多様化

銀行等に対する資本参加に係る資本の種類については、原則優先株式とされているところ、優先株式に限らないこととしたとともに、劣後特約付社債又は劣後特約付金銭消費貸借も可能とすることとした。

㈡　金融組織再編成を行う金融機関等に対する資本の増強に係る特例

(1)　当事者に震災特例金融機関等が含まれる金融組織再編成を行う金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が国の資本参加の申込みをする場合には、㈠の(1)から(3)までと同等の特例を設けることとした。（附則第九条関係）

(2)　国の資本参加の上限額の特例

銀行持株会社等が金融組織再編成の当事者となる場合においては、銀行持株会社等に係る資本参加の額は自己資本比率を回復させるまでの範囲内とされているところ、当事者に震災特例金融機関等が含まれるか否かにかかわらず、必要な額の資本参加を受けることができることとした。（第一六条関係）

㈢　協同組織中央金融機関による震災特例協同組織金融機関に対する資本増強に係る特例（附則第一〇条関係）

(1)　協同組織中央金融機関が経営強化計画の提出を求める協同組織金融機関が震災特例協同組織金融機関（信用を供与している者の財務の状況が東日本大震災により相当程度悪化したことその他の東日本大震災の影響により自己資本の充実を図ることが主として業務を行っている地域における円滑な信用供与を実施するために必要となった協同組織金融機関をいう。）である場合には、㈠の(1)及び(2)と同等の特例を設けることとした。

(2)　協同組織中央金融機関を経由して国の資本参加が行われる場合において、震災特例協同組織金融機関が発行する優先出資は、協同組織金融機関の優先出資に関する法律（以下「優先出資法」という。）第四条第二項に規定する総口数の規制の適用にあたっては、ないものとみなすこととした。

㈣　協同組織中央金融機関等に対する資本増強に係る特例（附則第一二条関係）

協同組織中央金融機関等が信用を供与している者の財務の状況が東日本大震災により相当程度悪化したことその他の東日本大震災の影響により自己資本の充実を図ることが主として業務を行っている地域における円滑な信用供与を実施するために必要となった協同組織金融機関等に特定支援を行うために国の資本参加の申込みをする場合には、以下の特例を設けることとした。

(1)　「収益性及び業務の効率の向上のための方策に関する事項」については、協同組織金融機能強化方針への記載を不要とすることとした。

(2)　「取得優先出資の払込金又は取得貸付債権の借入金に係る勘定を他の勘定と区分して経理する旨」を協同組織金融機能強化方針に記載することとした。

(3)　協定銀行が協定の定めにより優先出資の引受け等を行った協同組織中央金融機関等は、協同組織金融機能強化方針に記載された事項の実施状況等について主務大臣への報告をしなければならないとされているところ、国の資本参加に係る勘定とその他の勘定とを区分して経理することにより、当該国の資本参加に係る勘定に係る事項の実施状況等のみを主務大臣への報告の対象とすることとした。

2　協同組織中央金融機関による特定震災特例協同組織金融機関に対する資本の増強に関する特例

国の資本参加の申込みを行うにあたり、協同組織中央金融機関が経営強化計画の提出を求める協同組織金融機関が、震災特例協同組織金融機関のうち東日本大震災の被災者であること又は東日本大震災の被災者である債務者に対する債権を相当程度有していることその他の事由によりその経営基盤が東日本大震災の著しい影響を受け、財務の状況を確実に見通すことが困難となったと認められるもの（以下「特定震災特例協同組織金融機関」という。）である場合には、当該特定震災特例協同組織金融機関に対し、当該経営強化計画に代えて、左記の経営強化計画（以下「特定震災特例経営強化計画」という。）の提出を求めることができることとしたほか、以下の特例を設けることとした。

㈠　経営強化計画の記載事項等の特例（附則第一一条関係）

(1)　特定震災特例経営強化計画の記載事項の特例

特定震災特例経営強化計画には、1の㈠の(1)のイ及びロに掲げる事項については、記載を不要としたほか、次に掲げる事項を記載することとした。

イ　経営指導契約（特定震災特例協同組織金融機関の経営の改善を支援するために協同組織中央金融機関が当該特定震災特例協同組織金融機関との間で締結する契約をいう。）の内容

ロ　被災債権（東日本大震災の被災者である債務者に対する債権をいう。）の譲渡その他の処分について損害担保を特定震災特例協同組織金融機関が行う場合にあっては、その旨及び内容

(2)　国の資本参加の要件の特例

イ　資本参加の要件から1の㈠の(2)のイの(イ)に掲げる事項及び「償還等が困難と認められる場合でないこと」を除外することとした。

ロ　「協同組織中央金融機関が特定震災特例協同組織金融機関の被災債権の管理・回収に関する指導等を行い、当該特定震災特例協同組織金融機関は当該指導等に基づき適切に業務を実施すること」との要件を追加することとした。